

舞鶴市長に対する問責決議

舞鶴市は今、人口減少と高齢化による影響により、地域経済の低迷が加速化され、活気のない悲観的で希望の持てない社会になりつつあります。このような状況から抜け出すためには、行政と議会がともにその役割をしっかりと果たし、お互いに協調し合って取り組んで行くべきときであります。地方自治法では、市議会と地方公共団体の長は、独立・対等の立場にあり、お互いにけん制・協力し合って、より良い市政の実現を目指なければならないと規定しております。舞鶴市議会は、憲法 92 条〔地方自治の本旨の確保〕に基づき市勢の繁栄を目的として、牽制しつつも協力する体制を堅持してまいりました。しかし今回、舞鶴市ホームページに掲載された内容は、このような我々の取り組みと判断を公共の手段を使用し、批判的な表現により、市内外を問わず広く多数に広宣流布したことになります。舞鶴市議会としては、このような選択は到底許容できることではなく、以下の内容において鴨田市長の地方自治体の長としての責任を問うものであります。

- 1 地方自治法の規定にあるように、お互いにけん制しても協力し合う姿勢を示さなければならないにも関わらず一方的に市議会の判断が間違っているかのごとく陽動するような表現を用いたこと。
- 2 昨年 9 月の副市長の選任についての議案審議において、「議会の議決内容や議決結果について意見を述べたことは、適切ではなかった指摘を真摯に受け止めた」と、また、「議会に対して丁寧の説明し、御理解をいただく努力を行うことであると改めて認識をしている」とのこのような表明が実行されていないこと。
- 3 指摘されている記述内容は議場及び委員会における質疑・討論に関わることであり、議決に関する疑義を公共のホームページを利用し広めたことは、憲法 92 条〔地方自治の本旨の確保〕の規定にある地方自治が住民の意志に基づいて行われるという民主主義的活動に対する公の力の乱用に当たること。
- 4 3 月議会の本会議直前にこのような行動を起こすことが議会審議に影響を及ぼすであろうという推測が明らかであるにもかかわらず、事前の調整、話し合いも全くなく、あたかも対立を待ち受けているがごとく行動したこと。

よって、舞鶴市長に対し猛省を促すとともに、間違いを認め謝罪と訂正など適切な対応を 3 月 7 日の本会議冒頭において表明すること。また、今後の議会対応にかかる態度を改めるよう求める。

以上、決議する。

令和 6 年 2 月 26 日

舞 鶴 市 議 会